議第５号

子どもたちのゆたかな学びと、学校の働き方改革を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣及び総務大臣に対し、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和８年９月２５日提出

韮崎市議会議長　内　藤　正　之　　殿

提出者	韮崎市議会議員	金　井　洋　介
賛成者	同	石　河　一　郎
	同	田　原　一　孝
	同	守　屋　　久
	同	西　野　賢　一
	同	秋　山　祥　司
	同	渡　邊　愛　彦

提出理由

子どもたちの学びの充実と教職員の働き方改革を進めるため、国に対し、教職員定数のさらなる改善、少人数学級を可能とする加配定数の維持・拡充、義務教育費国庫負担率の2分の1への復元、学校の働き方改革を実効的に進めるにあたり必要な財政措置を求めるため、別紙のとおり意見書を提出するものである。

子どもたちのゆたかな学びと、学校の働き方改革を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

学校現場では、いじめや不登校の増加、特別な支援を必要とする児童生徒への対応が重なり教職員の長時間労働を招いている。その結果、教材研究や授業準備の時間が十分に確保できず、子どもたちの学びを安定的に保障することが困難となっている。

子どもたちに向き合う時間を確保し、教育の質を高めるためには、学校の働き方改革を着実に進めることが不可欠である。そのためには、授業以外の業務を担う事務職員、支援スタッフ、養護教諭、スクールカウンセラーなど少数職種の役割が極めて重要であり、これらの職種についても加配や基礎定数化を進め、学校全体で業務を分担できる体制を整備することが不可欠となる。

また、韮崎市においては、子ども一人ひとりに寄り添う教育の実現のため、独自財源により25人学級を弾力運用している。しかし、この取り組みは国の加配定数に依存する部分が大きく、国が加配を削減すれば学級規模の拡大によって教員の負担増や働き方改革の後退を招くことが懸念される。

さらに、少人数学級の拡充と業務の外部移行を進めるには、定数改善と国・自治体の財政措置が不可欠であり、2006年の三位一体改革による国庫負担率の引き下げは自治体財政を圧迫し教育格差を生じさせているため、全国どこでも一定水準の教育を保障する観点から国庫負担率の復元が必要である。

よって、国において教育の質向上と学校の働き方改革を確実に進めるため、下記の事項を速やかに実施されるよう強く要請する。

１　学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、事務職員等の少数職種を含む加配定数の拡充など、「新たな定数改善計画」を上回る教職員定数改善を推進すること。

２　自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用が継続できるよう、国の加配定数の削減を行わないこと。

３　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を

堅持し、国庫負担率を2分の1に復元すること。

４　自治体が実効性のある学校の働き方改革を実行できるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月２５日

韮　崎　市　議　会